

鹿沼市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年3月24日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査
- (2) 同法第199条第2項の規定による行政監査（随意契約について）

2 監査の期日、対象及び場所

- (1) 令和4年12月21日、環境部（環境クリーンセンター2階 会議室）
〔 環境課、廃棄物対策課 〕
- (2) 令和5年1月18日、市民部（仮庁舎2階 監査委員事務局事務室）
〔 各コミュニティセンター 〕
- (3) 令和5年2月7日、こども未来部（仮庁舎2階 監査委員事務局事務室）
〔 各保育園、板荷児童館、あおば園 〕
- (4) 令和5年 1月27日、議会事務局（仮庁舎2階 大会議室）
〔 議事課 〕
- (5) 令和5年 1月27日、消防本部（消防本部 中会議室）
〔 消防総務課、予防課、地域消防課、警防救急課、通信指令課、消防第1課、
消防第2課、栗野分署、東分署、北分署 〕

3 監査の着眼点

- (1) 財務監査
 - ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
 - イ 予算の執行は正当な権限者が行いその手続は適正か。

また、執行の専決権限付与の手続は適正か。

ウ 事業の目的は明確になっているか。

また、基本構想その他関係がある計画に即したものであるか。

エ 事業は、関係法令等に基づいて適正に執行されているか。

オ 事業は、経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。

(2) 行政監査（随意契約について）

ア 随意契約とした理由は明確かつ適切か。

イ 契約相手の特定及び選定等の方法・手続きは適正に行われているか。

ウ 予定価格の積算及び設定は適切に行われているか。

エ その他の契約内容は妥当か、履行確認・評価は適切に行われているか。

4 監査の主な実施内容

(1) 財務監査

ア 予備監査として、監査対象部局から提出された関係書類に基づき、令和4年度における事務事業の執行状況並びに文書、備品等の保管及び整備状況について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。

イ 本監査として、関係職員の出席を求め、事務事業の執行等について聴取と質疑等を行った。

(2) 行政監査（随意契約について）

ア 予備監査として、令和4年4月6日に関係部局に対して令和3年度における随意契約の状況について書面にて事前調査を行い、必要に応じ書面にて関係職員に説明を求めた。

イ 本監査として、関係職員の出席を求め、随意契約の状況について聴取と質疑等を行った。

※ 市民部及び子ども未来部については上記「(1) ア」についてのみ実施した。

5 監査の結果

事務事業の執行状況並びに文書、備品等の保管及び整備状況並びに随意契約に関する事務について監査し、その事務については法令に適合し、正確に行われ、かつ最少の経費で最大の効果を挙げるようにしており、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

6 指摘事項

(1) 財務監査

指摘すべき事項はなかった。

(2) 行政監査（随意契約について）

随意契約についての行政監査において、鹿沼市財務規則第76条の2では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の随意契約をする場合は、「(1) 契約を締結する前において、当該契約の名称、履行場所、契約の概要、当該契約の相手方の名称、資格要件及び締結の時期について公表すること」及び「(2) 契約を締結した後において、当該契約の相手方となった者の名称及び所在地、契約金額、契約締結日並びに契約期間について公表すること」と定めているが、環境部において公表されていないことが確認された。該当の契約事務内容を再度整理し、規則どおり運用することを求める。

7 意見等

(1) 財務監査

ア 令和4年度は第8次鹿沼市総合計画の初年度に当たる。この総合計画は「花と緑と清流のまち」、「笑顔あふれるやさしいまち」の実現に向けて、10年間の基本構想、5年間の基本計画及び単年度の実施計画で構成されている。このうち令和4年度の実施計画には80事業が掲載されており、監査対象部局（市民部及びこども未来部を除く。）では環境部が3件、消防本部が3件掲載されており、議会事務局は掲載がない。いずれの事業においても監査時点では適正に執行されているものと認められるものであり、引き続き目標の達成に向け事業の実施に努めていただきたい。

イ 服務規程に関する書類のうち、「時間外命令簿」及び「週休日の振替簿兼及び代休日の指定簿」については他の服務規程に関する書類に比べ誤りが多い傾向にある。誤りの原因は職員の制度に対する理解不足によるものであると同時に、制度自体が複雑であることが挙げられる。関係職員に対しては関係マニュアル等について再度確認するよう周知し、規則等の定めるところにより適正に運用することを求める。

また、服務規程を所管する人事課においては、現在試行導入している就業管理システムについて引き続き本稼働に向けた準備を進めていただき、制度の適正な運用に努めていただきたい。

(2) 行政監査（随意契約について）

鹿沼市が策定している『随意契約締結の指針』では随意契約の特徴として、「随意契約は一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはそのすべてを満たすことができないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定できることから、その運用が適切であればその長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。しかしながら、いったんその運用を誤ると相手方が固定化し、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねないので、注意する必要がある」と記載されている。

各部局における令和3年度の随意契約件数（予定価格10万円未満のものを除く。）を予備監査により調査した結果、環境部が109件、議会事務局が3件、消防本部が43件であった。このうち、契約の相手方が5年以上連続している契約は、環境部が52件、議会事務局が2件、消防本部が14件であった。随意契約による契約相手は比較的固定化しやすい傾向にあるものと見受けられたが、本監査においてその一部を抽出し監査したところ、それぞれの契約について各部局ともに合理的判断に基づいて締結されているものと認められた。

地方公共団体の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外的な方法であることを基本としながらも、随意契約の締結に際しては『随意契約締結の指針』をはじめとする各種マニュアルを十分に理解した上で契約事務に当たっていただきたい。